

◎所得税法等の一部を改正する法律

(平成二八年三月三十一日法律第一五号)

一、提案理由 (平成二八年二月一六日・衆議院財務金融委員会)

○麻生国務大臣 ただいま議題となりました東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げさせていただきます。

…………… (略) ……………

次に、所得税法等の一部を改正する法律案につきまして御説明をさせていただきます。政府は、経済の好循環の確立、消費税率引き上げに伴う低所得者への配慮、少子化対策・教育再生、地方創生の推進、国際課税の枠組みの再構築、震災からの復興支援等の観点から、国税に関し、所要の施策を一体として講ずるため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明を申し上げます。

第一に、経済の好循環を確実なものとするため、法人税について税率の引き下げ及び欠損金繰越控除制度の見直し等を行うことといたしております。

第二に、消費税率引き上げに伴う低所得者への配慮のため、消費税の軽減税率制度の創設などを行うことといたしております。

第三に、少子化対策及び教育再生のため、三世帯同居に対応した住宅のリフォームを支援するための住宅ローン控除の特例の創設、公益社団法人等に寄附した場合の所得税額の特別控除制度の見直し等を行うことといたしております。

第四に、地方創生の推進のため、認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度の創設、外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充等を行うことといたしております。

第五に、国際課税の枠組みを再構築するため、多国籍企業情報の報告制度の創設などを行うことといたしております。

第六に、震災からの復興を支援するため、被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の登録免許税の特例の創設などを行うことといたしております。

このほか、クレジットカードによる国税の納付制度の創設などを行うとともに、特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等について、その適用期限の延長や整理合理化等を行うことといたしております。

以上が、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告（平成二八年三月一日）

○宮下一郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、所得税法等の一部を改正する法律案は、経済の好循環の確立、消費税率引き上げに伴う低所得者への配慮、少子化対策・教育再生、地方創生の推進、国際課税の枠組みの再構築、震災からの復興支援等の観点から、国税に関し、所要の改正を行うものであります。

復興財源確保法及び特例公債法改正案は去る二月九日、また所得税法等改正案は十六日、それぞれ当委員会に付託され、同日麻生財務大臣から両案について提案理由の説明を聴取し、翌十七日から質疑に入り、二十四日には安倍内閣総理大臣に対する質疑、二十九日には参考人からの意見聴取、本日、再度、安倍内閣総理大臣に対する質疑を行い、質疑を終局いたしました。

質疑終局後、復興財源確保法及び特例公債法改正案に対し、民主・維新・無所属クラブから修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、両案及び修正案を一括して討論を行い、順次採決いたしましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、所得税法等改正案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二八年三月一日）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・高度情報化による調査・徴収事務等の複雑・困難化に加え、税制改正による税制の複雑化、社会保障・税一体改革に伴う税制改正への対応などによる事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

三、参議院財政金融委員長報告（平成二八年三月二九日）

○大家敏志君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、所得税法等の一部を改正する法律案は、経済の好循環の確立、消費税率引き上げに伴う低所得者への配慮、少子化対策・教育再生、地方創生の推進、国際課税の枠組みの再構築、震災からの復興支援等の観点から、国税に関し、所要の施策を一体として講じようとするものであります。

委員会におきましては、安倍内閣総理大臣に対する質疑を行うとともに、低所得者対策として軽減税率制度を導入することの意義、軽減税率制度導入に必要な財源の確保策、法人実効税率引下げの効果及び今後の法人税改革の方向性、所得再分配機能を回復するための税制の在り方、三世帯同居に係る税制上の軽減措置の適用要件の妥当性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して尾立源幸委員、日本共産党を代表して紙智子委員、日本のこころを大切にする党を代表して中山恭子委員より、それぞれ反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

…………… (略) ……………

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二八年三月二九日）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 税制の公平性等を確保するため、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書を踏まえ、適用実績の把握と効果の検証を十分に行うとともに、効果が不明確なもの等は縮減・廃止するなど、租税特別措置の徹底した見直しを推進すること。
- 一 法人税に関する議論を活発化させる観点から、今回の法人税改革も踏まえた実質的な法人税負担率の状況を明らかにするなど、大企業の納税実態の透明性の向上に努めること。
- 一 車体課税については、車が地方での生活に欠かせないものとなっていることやユーザー負担の状況も踏まえ、税制抜本改革法第七条の趣旨等に沿って、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から見直しを推進すること。
- 一 本邦企業の活発なM&Aや企業再編などの事業活動に対して税制の一層の透明性を確保するため、米国型プライベートレターリング（事前照会制度）なども参考としつつ、実務に即した事前相談の充実に努めること。
- 一 海外における日系企業の移転価格税制等の税制上のトラブルに対処するため、大使館等における支援体制の充実に努めるとともに、相互協議の円滑な処理に資するよう、体制強化を行うこと。
- 一 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・高度情報化による調査・徴収事務等の複雑・困難化に加え、税制改正による税制の複雑化、社会保障・税一体改革に伴う税制改正への対応などによる事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇

の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。
右決議する。